

ID: 0426

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	長期駐車車両の撤去命令		
例規名 根拠条項	長門市長門湯本温泉駐車場条例 第14条		
例規番号	平成31年条例第3号		
<p>【根拠条文】 (撤去命令等) 第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた使用者若しくは利用者又は所有者等が、前条により定めた期限までに撤去を行わないときは、当該使用者若しくは利用者又は所有者等に対し、市長が指定する日までに当該車両を撤去することを命ずることができる。</p> <p>2 使用者及び所有者等は、車両を出場させるときに、使用者の使用開始日から出場の時までの使用料のうち未納分を納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第 3 条の規定による。</p> <p>(長期駐車禁止) 第12条 定期駐車による使用者以外の利用者は、車両を駐車場に駐車した日(以下「駐車日」という。)から起算して7日を超えない範囲内で利用しなければならない。</p> <p>2 定期駐車以外の駐車であって駐車日から起算して7日を超えて使用をしようとする使用者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、市長は、駐車日から起算して30日を限度として、使用を許可するものとする。</p> <p>(勧告) 第13条 定期駐車による使用者以外の利用者が前条第1項の駐車期間を超えて車両を駐車している場合若しくは定期駐車による使用者が定期駐車の間満了日若しくは定期駐車を拒否された日から起算して7日を超えて車両を駐車場に駐車している場合又は利用者が第11条に違反して駐車している場合は、市長は、使用者若しくは利用者又は所有者等(自動車検査証に記載された当該車両の所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対し、期限を定めて、当該車両を撤去するよう勧告することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和2年1月15日	最終変更年月日	年 月 日